

■ Article ■ .....

改定された「『行政手続コスト』削減のための基本計画」

税理士 上西左大信

はじめに

財務省は、平成30年（2018年）3月末に、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を改定し、同年4月9日に公表した。財務省のホームページには、次のように掲載されている。

財務省では、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日）を踏まえて策定した行政手続コスト削減のための基本計画（平成29年6月30日公表）を改定しましたので、公表します。

行政手続コスト削減のための基本計画（改定）

- 国税
- 営業の許可・認可に係る手続
- 調査・統計に対する協力

本稿は、この改定された「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（財務省）の概要について、取りまとめたものである。

## I 基本計画の策定と今回の改定の背景

### 1. 行政手続部会取りまとめ

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日、閣議決定）が「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」をすると宣言した。

これを受けて、内閣府の審議会・懇談会等の一つである「規制改革推進会議」の中に、規制改革推進会議令（平成28年政令第303号）に基づき「行政手続部会」が設置された。

行政手続部会では、諸外国（英国、デンマーク、ドイツ、フランス、カナダ、米国）における規制・行政手続コスト削減の取組についての調査並びに団体等からのヒアリング（13団体。日本税理士会連合会を含む。）、事業者に対するアンケート及び内閣府ホームページを活用した意見募集が行われた。

それらの調査等を踏まえて、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日）が公表された。

### 2. 行政手続コスト削減方策

「行政手続部会取りまとめ」には、次のような「行政手続コストの削減方策」等が示されている。

## (1) 行政手続簡素化の3原則

「行政手続簡素化の3原則」は政府全体で取り組むべきものとされている。

3原則	内容
①行政手続の電子化の徹底	電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。
②同じ情報は一度だけの原則	事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。
③書式・様式の統一	同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

## (2) 重点分野と削減目標

以下の9分野を重点分野とし、原則として、3年間で行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減することとされた。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 営業の許可・認可に係る手続</li><li>② 社会保険に関する手続</li><li>③ 国税</li><li>④ 地方税</li><li>⑤ 補助金の手続</li><li>⑥ 調査・統計に対する協力</li><li>⑦ 従業員の労務管理に関する手続</li><li>⑧ 商業登記等</li><li>⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</li></ul> |
|---|

税理士業務に直接関係するのは、国税及び地方税であるが、税理士業務に間接的に関係するものや隣接業務も含まれている。

## (3) 重点分野の取組スケジュール

各省庁は、平成29年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手し、平成30年3月までに基本計画を改定することとされた。財務省の基本計画の策定と今回の改定は、このスケジュールに沿ったものである。

## II 改定基本計画の内容

以下、平成30年3月末に改定された財務省の「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（以下、単に「基本計画」という。）について、適宜に解説を加えつつ、その内容を紹介する。

### 1. 重点分野の概要

重点分野は3分野ある。なお、本稿では、「営業の許可・認可に係る手続」及び「調査・統計に対する協力」については省略する。

重点分野名	主な内容
① 国税	国税に係る次の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手続の概要及び電子化の状況</li> <li>● 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）</li> </ul>
② 営業の許可・認可に係る手続	次の関連法に係るコスト削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 酒税法関連</li> <li>● 通関業法関連</li> <li>● たばこ事業法関連</li> </ul>
③ 調査・統計に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国税庁が統計法に基づいて実施している「民間給与実態統計調査」に係るコスト削減</li> <li>● 財務省付属の研究所である財務総合政策研究所が統計法に基づいて実施している「法人企業景気予測調査」及び「法人企業統計調査」に係るコスト削減</li> </ul>

## 2. 電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告・申請・届出等の各種手続については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)によりオンラインで行うことが可能であり、2016年度の実績では、国税関係手続のうち、474手続についてオンライン処理が可能となっている。これは、国税関係手続の40.6%に相当する。

手続数は半数に達していないが、「行政手続等の棚卸結果等の概要」（平成30年3月30日、内閣官房IT総合戦略室）によると、「国税（財務省）」の分野における総件数に占めるオンライン利用率は60.1%に達している。

（件数の単位：万件）

手続名		申請等 件数	オンライン利用 件数	オンライン利用 率(%) (注4)
所得税申告		1,855	992	53.5
法人税 申告	全体	262	208	79.3
	大法人(注1)	(記載なし)		56.9
消費税 申告	個人	113	71	63.2
	法人	197	152	77.3
申請・届出等		(記載なし) (注2)		52.8
納付		(記載なし) (注3)		8.0
他の手続を含めた総件数		3,254	1,955	60.1

(注1) 原則として、資本金が1億円以上の国税局調査部所管法人

(注2) オンライン化法に基づく公表数値により財務省が算出したもの

(注3) 国税庁調べで、(電子納付件数) / (窓口納付件数 + 電子納付件数) により算出したもの

(注4) オンライン利用率は、実数に基づいて算出したもの

参考までに、他の主な分野の状況は次のようになっている。

(件数の単位：万件)

分野	申請等 件数	オンライン利用 件数	オンライン利用 率(%)
登記(法務省)	22,022	15,071	68.4
社会保険・労働保険 (厚生労働省)	15,886	1,875	11.8

いずれも「国税(財務省)」の分野よりも申請等の件数が多いことと、「登記(法務省)」の分野におけるオンライン利用率が高いことが伺える。

### 3. 電子申告

法人税・地方法人税・消費税の申告の義務化と目標は、次の通りである。

項目		実施時期(注1)
大法人	電子申告が義務化(注2)	2020年4月
中小法人	電子申告の利用率の目標設定(注3)	—

(注1) 実施時期には、実施予定の時期も含まれる(以下同じ)。

(注2) 平成30年度(2018年度)税制改正により、2020年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額が1億円を超える法人等は、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととなった。

(注3) 中小法人については、義務化ではなく、利用率85%以上が目標とされた。なお、基本計画には、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-Tax)の利用率100%が目標と記載されている。私見であるが、当分の間は、努力目標にとどめ、義務化は慎重にすべきであろう。

なお、基本計画には、相続税の申告手続についても、「2019年10月以降対応予定」と記載されている。平成30年度税制改正では措置されておらず、また、与党の「平成30年度税制改正大綱」(平成29年12月14日)の「検討事項」にも記載がない。スケジュール的に考えると、2019年度税制改正において実現するものと考えられる。

### 4. 電子納税

電子納税は、多様な方法が整備されるところ、利便性を高めるための施策が追加されることになる。

項目	実施時期
e-Taxの申告情報(納付税額等)の自動引継機能の整備(注1)	2017年6月
ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録(注2)	2018年1月
コンビニ納付のQRコード化(注3)	2019年1月
予納制度の拡充(注4)	

(注1) 納付手続の簡便化の観点から、インターネットバンキング等を通じたオン

ライン納付について、ダイレクト納付と同様に、e-Taxによる申告情報をシステム上で自動的に引き継ぐ機能が実装された。

(注2) ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録が可能となった。

(注3) コンビニ納付は、平成20年1月21日から実施されている。改正前のコンビニ納付は、「所轄の税務署で発行したバーコード付納付書」が必要である等の条件があり、利用は低調であった。平成30年度税制改正により、自宅でも出力することが可能な「QRコード」(マトリックス型二次元コード)を用いてのコンビニ納付となる。

(注4) これも平成30年度税制改正によるものであり、国税の予納制度の対象となる国税が、概ね12月(改正前:6月)以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充される。また、併せて、ダイレクト納付により予納することができるようになる。延滞税との関係で修正申告の際に利用するとの説明が一般的であるが、通常の場合に、「定期的に均等額で行うこと」や「任意のタイミングで行うこと」が可能である。

## 5. e-Taxの使い勝手の大幅改善

平成30年度税制改正で実現したものである。実施時期や手続等の詳細が不明な項目もあったが、基本計画によりその一部が判明した。

### (1) 提出情報等のスリム化・データ形式の柔軟化

項 目		実施時期
土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)		2018年4月
PDF送信された添付書類の紙原本の保存不要化		
勘定科目内訳明細書	記載内容の簡素化(注1)	2019年4月
法人税申告書別表 (明細記載を要する部分)	データ形式の柔軟化(注2)	
財務諸表		2020年4月

(注1) 記載省略の範囲が拡充され(個別記載の上限が100件となる。)、記載単位が柔軟化され(取引先単位で記載する科目について、記載件数が100件を超える場合には、支店等毎の記載が可能となる。)、記載項目の一部が削除されることにより、記載内容が簡素化される。この簡素化は、書面申告の場合も含めての措置である。

(注2) 法人税の申告において、e-Tax等により、勘定科目内訳明細書、別表(約50帳票)の明細記載を要する部分及び財務諸表を送信する場合のデータ形式について、XML形式のほか、CSV形式が許容され、国税庁により、標準フォーム(利用者が簡易な操作で電子ファイルを作成することができる雛形)が提供される。

## (2) 提出方法の拡充・提出先の一元化

項 目		実施時期
提出方法の拡充	e-Taxの送信容量の拡大(注1)	2019年1月
	添付書類の提出方法の拡充(注2)	
提出先の一元化	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化(注3)	2020年4月
	連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化(注4)	2019年4月

(注1) e-Taxにより申告書等を送信する場合において、1送信当たりのデータ送信容量が拡大される(例えば、添付書類は1.5MBから8MBになり、A4版が約100枚送信可能となる)。また、大法人の電子申告義務化を見据え、更なる送信容量の拡大の必要性について、システム整備の費用対効果等を踏まえ、2018年度中に検討される。

(注2) 法人税の電子申告において、光ディスク等による添付書類の提出が可能となる。

(注3) 連結親法人がe-Tax等により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合には、連結子法人が当該届出書を提出したものとみなし、連結子法人による提出が不要となる。

(注4) 次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出が不要となる。書面提出の場合も含めて措置される。

- ・ 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書
- ・ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
- ・ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

## (3) 認証手続の簡便化

項 目	実施時期
法人納税者の認証手続の簡便化(注1)(注2)	2018年4月
個人納税者の認証手続の簡便化(注3)	2019年1月

(注1) 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止され、代表者のみの記名押印制度となる。この簡便化は、書面申告の場合を含めての措置である。

一部に誤解があるので付け加えておく。この改正により、法人税法第151条に規定する「代表者等の自署押印」(特則)が廃止されたのであって、当然のことながら、国税通則法第124条が規定する「代表者の氏名の記載と代表者の押印」(原則)は残っている。

(注2) 法人納税者がe-Taxを利用して申告手続を行う際、当該法人納税者の代表者から委任を受けた者(当該法人納税者の役員及び職員に限る。)の電子署名等を送信する場合には、代表者の電子署名等の送信が不要となる。

上場会社等の法人を想定すると理解しやすいであろう。例えば、トヨタやソフトバンクの代表者が自らの電子署名等を送信することは現実的ではない。  
 (注3) 最近の大ヒットであると筆者は理解している。確定申告時期の税務支援を含めて、税理士業務の質と量が変容するであろう。なお、この「個人納税者の認証手続の簡便化」は、次のような内容である。

申告の簡素化	マイナンバーカード方式	個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いてe-Taxを利用する場合には、e-TaxのID・パスワード(PW)の入力が不要となる。ただし、ICカードリーダーは必要である。
	ID・PW方式	マイナンバーカード及びICカードリーダーの未取得者であっても、税務署での厳格な本人確認により、税務署長が通知したID・PWのみによるe-Taxの利用が可能となる。この方式は、マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの「暫定的な対応」である。
「スマホ専用画面」の提供		利用者の多い医療費控除やふるさと納税等による還付申告者を対象に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に、スマートフォン等の小さな画面でも容易に操作ができる専用画面が提供される。
税理士への情報の転送		e-Taxのメッセージボックスに格納している個人情報のセキュリティ強化が図られ、閲覧する際には納税者本人のマイナンバーカード等による認証が必要となる。ただし、税理士業務の円滑な実施を確保するため、個人納税者のメッセージボックスに格納する申告に必要な情報を、当該個人納税者が指定する税理士のメッセージボックスに転送する機能が導入される。

#### (4) その他の利便性の向上

項目		実施時期
マイナポータル	マイナポータルからe-Taxへのシームレスな認証連携(注1)	2017年1月
	マイナポータルの「お知らせ」機能の活用(注2)	2019年1月
e-Tax	e-Tax受付時間の更なる拡大(注3)	2019年1月
	法人納税者のe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善	2019年3月
	法人番号の入力による法人名称等の自動反映(注4)	2019年4月
	財務諸表の勘定科目設定数の拡充(注5)	2020年3月

(注1) マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインが可能となっている。

- (注2) マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、e-Taxのメッセージボックスに格納している情報（予定納税額や振替納税利用金融機関名等の申告に関する情報）が他の行政機関に係る情報と併せて一元的に閲覧可能となる。
- (注3) 平日については24時間、土日については毎月の最終土日の8:30から24:00（確定申告期間は24時間）となる（いずれも、年末年始を含むメンテナンス期間を除く。）。
- (注4) e-Taxソフトにより各種手続を行う場合において、法人番号の入力により法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報（法人の名称及び所在地等の本店情報）が自動的に反映される機能が整備される。
- (注5) e-Taxソフトの財務諸表の勘定科目が現状の約1,600から約6,400に増加され、簡易な操作により法人が保有する財務諸表データを電子的に提出できる機能が実装される。

#### (5) 地方税との情報連携等の徹底

項 目		実施時期
法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（注1）		2020年3月
その他（注2）	異動届出書等の提出先の一元化	2017年4月
	登記事項証明書（商業）の添付省略	2017年4月
	住民票の添付省略（16手続）（注3）	2017年1月
	戸籍謄抄本等の添付書類（注3）	—

- (注1) 法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化が可能となる。
- (注2) 「行政手続部会取りまとめ」において明記されていない施策であるが、基本計画に示されており、国税に係る事業者の負担軽減に資するものとして、財務省が取り組む施策である。
- (注3) 他の手続における住民票の添付及び戸籍謄抄本等の添付については、マイナンバーカードの活用や行政機関間の情報連携を通じて、これらの添付省略が可能となるように関係省庁と検討が行われる。

#### おわりに

これらの取組の多くは、平成30年度税制改正に基づくものである。法令通達の具体的な条文等の改正には至っていないものもあるが、確実に行政手続コストが削減されることが見込まれる。税理士業務も大きく変容してゆくものと考えられる。